



お知らせ

全国瞬時警報システム 「Jアラート」

情報伝達試験を実施

8月26日(水) 午前11時ごろ

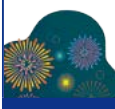
人工衛星から瞬時に伝達するJアラートを使用した情報伝達試験が全国一斉に実施されます。
※当日の気象状況などにより中止となる場合があります。

問合せ 総務課庶務係

TEL (74) 73 1 3 1
FAX (74) 5 8 1 3



にこにこ甘楽より 業務時間のお知らせ



8月14日(金)の「商工会夏祭り」および「甘楽町花火大会」の開催に伴い、にこにこ甘楽(甘楽町多世代サポートセンター)の業務時間は次のとおりとなります。

入浴施設 午前10時～午後5時

(最終受付：午後4時30分)

※通常より営業時間が短くなりま
すのでご注意ください。

窓口業務(健康課・福祉課)

通常通り午後5時15分まで

問合せ にこにこ甘楽

健康課・福祉課

TEL (67) 7 6 5 5 (代)

FAX (67) 7 0 6 6

甘楽町社会福祉協議会

TEL (74) 5 7 0 0

FAX (74) 5 7 6 0



甘楽町奨学金返還支援助成金 (かんら未来人財応援事業)

町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。
対象者
◆大学など(大学・短大・専修・大学院)を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人
◆町内に住所を有し、または町内企業に正規雇用され勤務する人
◆4月1日現在で30歳未満の人
※公務員を除きます。



助成金額 年度内に返還した奨学金の2分の1以内で、上限額は次のとおりです。(最長5年間支援)

①町内に住所を有し、かつ、町内企業に勤務する人：12万円

②町内に住所を有し、町外企業に勤務する人：10万円

③町外に住所を有し、町内企業で勤務する人：2万円

申込期限 9月30日(水)

申込・問合せ

企画課企画係

TEL (74) 3 1 3 3

FAX (74) 5 8 1 3



ホームページ

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

◎ 児童扶養手当

受給資格者 次の①～⑨の支給要件に該当する18歳以下の児童(障がいがある場合は20歳未満)を養育している母か父、または父母に代わって養育している人
※支給期間は、児童が18歳になった年度の末日まで(児童に障がいがある場合は20歳未満)となります。

対象世帯 次のいずれかに該当

①父母が離婚

②父または母が死亡

③父または母が重度の障がい者

④父または母の生死が不明

⑤父または母から1年以上遺棄

⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

⑦父または母が1年以上拘禁

⑧未婚の母の子

⑨父母ともに不明(孤児など)

◎ 特別児童扶養手当

受給資格者 身体または精神にある程度以上の障がいがある児童(20歳未満)を監護している父か母、または養育している人

♪ 共通事項 ♪

●所得制限限度額を超える場合は支給されません。

●児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※支給要件を満たして受給していない人は、問い合わせください。

■ 現況届・所得状況届を忘れずに

すでに受給している人は、毎年8月に現況届・所得状況届の提出が必要のため、忘れずに手続きしてください。

問合せ にこにこ甘楽 福祉課

FAX (67) 7 0 6 6 (共通)

児童扶養手当

こども係

TEL (67) 5 1 9 4

特別児童扶養手当

福祉係

TEL (67) 5 1 6 2



特別児童扶養手当



児童扶養手当